

関連法令等（抜粋）

●学校教育法施行令

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第5条

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条）の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の二において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

●学校教育法施行規則

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第4章 小学校

- 第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第五章 中学校

- 第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

- 第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
 - 2 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

● 小学校施設整備指針（平成 22 年 3 月）

第 3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路，鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに，防犯上，死角が多い場所，人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ，教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

● 中学校施設整備指針（平成 22 年 3 月）

第 3 通学環境

1 通学区域

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には，生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

交通頻繁な道路，鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに，防犯上，死角が多い場所，人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。